議案第９２号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

庁用車両による人身事故（物件損害分）について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　事故原因及び状況

令和６年９月９日午前１０時２０分頃、鈴鹿市地子町地内において、緊急走行により地子町北信号交差点に進入したところ、交差点を北進してきた相手方の車両に庁用車両を接触させ、これを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　和解の条件及び損害賠償の額

（１）市は、相手方に対し、損害賠償金として１０万３，１７２円を支払う。

（２）相手方は、市に対し、損害賠償金として１，２１９万９５７円を支払う。

（３）市は、相手方に対し、相手方が賠償した第三者損害に対する損害賠償金４５６万７，２１９円のうち市の過失割合に相当する金額９１万３，４４４円を求償金として支払う。

（４）市及び相手方は、本件に関し、裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

提案理由

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議会の議決を求める。